

事務連絡
令和3年9月13日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減
(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等につ
いて

第76回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域につい
ては、宮城県及び岡山県を9月12日に解除するとともに、北海道、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋
賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の実施期間を9月30日ま
で延長し、まん延防止等重点措置の区域については、福島県、石川県、香川県、熊本
県、宮崎県及び鹿児島県の実施期間を9月30日まで延長するとともに、宮城県及び
岡山県を追加し、その実施期間を9月13日から9月30日までとするほか、富山県、
山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については9月12日に解除することが
決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変
更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3の
とおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テ
レワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、傘下会員に対しても、周知をよろしく願いい
たします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意
事項等について」

